

報道関係者 各位

令和4年11月4日

【照会先】秋田労働局 労働基準部 監督課

課 長 金谷 繁夫

監督係長 佐藤はるみ

電話 018-862-6682

使用者団体等に対して

「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組等に関する要請」
を行います

～ 過重労働解消キャンペーンの取組として ～

秋田労働局（局長 川口秀人）では、11月の「過労死等防止啓発月間」における過重労働解消キャンペーンの取組として、使用者団体等への協力要請を行います。

次の日時に、次の団体に一堂に会していただき、秋田労働局長から長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する周知・啓発などの実施や労働災害防止について協力要請を行います。

要請団体及び要請日時（ ）

- 秋田県商工会議所連合会
- 一般社団法人秋田県経営者協会
- 秋田県商工会連合会
- 秋田県中小企業団体中央会

（順不同）

日時：令和4年11月14日（月） 午前9時30分～午前10時00分

場所：秋田県商工会館7階 秋田商工会議所ホール80

（秋田市旭北錦町1番47号）

このほか、使用者団体（一般社団法人秋田県労働基準協会等）、労働組合（日本労働組合総連合会秋田県連合会、秋田県労働組合総連合）をはじめ、業界団体等に対して要請を行うこととしています。

取材される場合は、事前に秋田労働局労働基準部監督課（担当 佐藤又は金谷）までご連絡をお願いします。